



流山市監査委員告示第5号

定期監査・行政監査の結果に基づき講じた措置について、流山市長、流山市教育委員会教育長及び流山市選挙管理委員会委員長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別添のとおり公表します。

令和2年3月31日

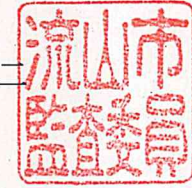
流山市監査委員

佐々木 健



流山市監査委員

森 亮



契

第4号様式

流高第529号
令和2年3月6日

流山市監査委員 佐々木 健一 様

流山市監査委員 森 亮二 様

流山市長 井崎 義治



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和2年2月20日付け、流監第100号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号	令和2年2月20日・流監第100号		
監査の種別	定期監査・行政監査		
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
健康福祉部 高齢者支援課	意見	高齢者訪問理美容サービス業務委託契約において、仕様書に定めている許可書を業者から受領していなかった。 担当課においては厳正なチェック体制を構築されたい。	個別の契約に係る係長用のチェックリストを執行伺いに添付するとともに、課全体の契約を網羅したチェックリストを課長が確認しトリプルチェック体制をとり、漏れを防止することとした。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。